

再意見書

2020年5月14日

151-0053

渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 会田容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和2年4月29日付けで公告された接続約款の変更案に対し提出された意見に関し、別紙の通り再意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>「これまでの NTT 東西の説明では、PPPoE 方式の実現に必要な装置の開発には、2019 年 2 月に着手されたとのことでした。ところが、今回の認可申請手続きに関する総務省の添付資料では、NTT 東西が 10G 網終端装置の開発に着手したのが 2019 年 12 月とされています。PPPoE 方式でのサービス提供には網終端装置が必要であり、その開発期間が必要なことは当然です。また、10Gbps の網終端装置は既存メニューの混雑対策のためにも意見書などで要望がされ、研究会などでも取り上げられてきたものであり、10Gbps のメニューやそのための装置の開発スケジュールと関係なく、早期に実施することが可能であり、その意味もあったはずです。PPPoE も IPoE と同等に開発リソースの配分を受けられていたか疑問です。この点について、研究会などでも検証していただくことを要望します。」</p> <p>(EditNet 株式会社)</p>	<p>網終端装置の開発について、EditNet 殿の意見にあるように、開発着手が 2019 年 12 月というのは、今まで当協会との協議でも明らかにされておりました。当協会への説明では、「2019 年 2 月に必要な装置の開発に着手」とされており、また総務省への意見書においても、2019 年 2 月と記されております。</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000681052.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000681052.pdf</a> (P.23)</p> <p>このように、時期に関する説明が変更されていることについて指摘させて頂き、これらによって公正競争環境に影響（疑念）が生じないよう適切な対応を求めたいと思います。</p> <p>また、10Gbps の網終端装置は、かなり以前より複数の事業者から要望が出されていたものであり、PPPoE にて利用できる網終端装置の一日も早い導入を要望します。また、PPPoE と IPoE の公平な開発リソース配分が行われていたか、総務省および研究会において検証していただくようお願いします。</p>